

船舶事故調査報告書

平成27年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成26年9月20日（土） 22時35分ごろ
発生場所	広島県江田島市中田港北西方沖 江田島市所在の安芸中田港小方北防波堤灯台から真方位341°600m付近 （概位 北緯34°14.5′ 東経132°26.0′）
事故調査の経過	平成26年9月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 第二進兼丸、0.7トン 270-46754 広島、個人所有 6.08m (Lr) × 1.79m × 0.68m、FRP ガソリン機関、51.5kW、昭和63年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年3月2日 免許証交付日 平成23年3月24日 （平成29年3月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底部に擦過傷 かき筏 なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人（大人）を乗せ、江田島市西能美島北岸での釣りを終え、船長が船尾甲板で椅子に腰を掛け、平成26年9月20日22時00分ごろ帰航のため出発した。</p> <p>船長は、同乗者1人に船首方の見張りの補助を頼み、中田港北西方沖のかき筏設置区域を右舷方に見て通過した後に右転して陸岸に寄せる予定で、手動操舵により約3ノットの速力で南東進した。</p> <p>本船は、かき筏設置区域の南東端を示したと思われる標識灯を右舷方に見て通過した後右転したところ、船首方の見張りの補助に当たっていた同乗者が止まるように声を発した直後、22時35分ごろ同区域内のかき筏に衝突し、同筏に乗り揚げた。</p> <p>船長は、負傷者がいないことを確認し、海上保安庁に事故の通報を</p>

	<p>行い、船長及び同乗者は救助に来た巡視艇に移乗した。</p> <p>本船は、翌日かき筏業者の船によって乗り揚げたかき筏から引き出され、自力で係留地に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、夜間の航行が初めてであった。</p> <p>本船には、レーダー及びGPSプロッターはなかった。</p> <p>同乗者は、船首部に1人が、右舷中央部に1人がいた。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>中田港北西方沖のかき筏設置区域を示す標識灯は、同区域の北東端及び南東端に設置されており、両標識灯の諸元は、次のとおりであった。</p> <p>灯色 黄色</p> <p>灯質 毎4秒に1閃光又は、毎3秒に1閃光</p> <p>光度 実効光度6cd以上</p> <p>光達距離 3km以上</p> <p>高さ 水面から灯火まで2.0m以上</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、中田港北西方沖のかき筏設置区域付近を南東進中、船長が、かき筏設置区域の北東端に設置された標識灯を南東端の標識灯と思い込み、右転したことから、かき筏設置区域内に進入してかき筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、夜間の航行が初めてで、本船にレーダー及びGPSプロッターがなかった上に、かき筏設置区域の北東端及び南東端に設置された両標識灯の諸元が同じであったことから、北東端の標識灯を南東端の標識灯と思い込んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、中田港北西方沖のかき筏設置区域付近を南東進中、かき筏設置区域の北東端に設置された標識灯を南東端の標識灯と思い込み、右転したため、かき筏設置区域内に進入してかき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かき筏から十分な距離を隔てて航行するとともに、航行中は適時に船位を確認すること。 ・救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

